

認定基準の運用緩和について

前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容を拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響による影響を受けている場合に、セーフティネット保証の認定を受けることができるよう、基準の運用が緩和されています。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次に該当する方です。

1. 業歴3か月以上1年1か月未満の事業者
2. 前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

認定基準

次のいずれかの比較方法により、20%以上の売上高等が減少していること。

※該当する項目の番号が申請書のリンクになっています（インターネットに接続します。）。

1. 最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較
2. 最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較
+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較
3. 最近1か月の売上高等と令和元年10月から12月の平均売上高等を比較
+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等と令和元年10月から12月の3か月の売上高等を比較